

平成 31 年度保険料率に関する評議会での意見(福島支部)

平成 30 年 10 月 18 日に開催した評議会での議論を踏まえ、平成 31 年度保険料率に関する次の意見について報告します。

1. 平均保険料率について

【学識経験者】

- 国庫補助の役割は医療保険者ごとの保険料率のアンバランスを調整するものであると考える。しかしながら、現状、国庫補助がある状態でも協会けんぽの平均保険料率は健康保険組合の平均保険料率よりも高い水準にある。現在の財政的に余裕がある状態ならば、保険料の負担の公平性という観点から、健康保険組合の平均保険料率程度まで下げても問題ないのではないか。
- 健康保険料率と経済は可処分所得という観点からみれば密接な関わりを持っている。そのため、保険料率の議論を進めるにあたっては、来年予定されている消費税の増税も考慮したうえで議論を進めていただきたい。

【事業主代表】

- 本部の 5 年収支見通しについて、これだけの時代の変化が速い中で、どこまで信頼できるものなのか疑問である。事業主の立場からいえば、保険料率は中長期的という不確定なものよりも、単年度の現実的な数字で議論すべきであり、下げられるときは下げるべきものとする。
- 保険料率は単年度収支で考える方が加入者・事業主側の理解が得やすいのではないか。これだけの黒字でなおかつ必要以上に準備金が積みあがっている状態ならば、保険料率は下げるべきである。

【被保険者代表】

- 財政的に余裕があり、下げられるとき下げるべきであるという考えではあるが、一方で中小企業の立場から見れば、保険料率は 10% が限界であり、将来的に 10% を超えて欲しくない。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

激変緩和率は 1.4/10 ずつの引き上げで異論無し。

3. 保険料率の変更時期

変更時期は平成 31 年 4 月納付分(3 月分)からで異論無し。